市川第 20250521－0001 号
令和７年５月２２日

（略）

市川市監査委員　植草　耕一
同　草薙　信久
同　中山　幸紀
同　加藤　武央

市川市職員措置請求書について（通知）

令和７年４月８日付けで受け付けた市川市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求としての要件を欠いていることから、却下します。

なお、請求人は、本件請求について、個別外部監査契約に基づく監査（法第２５２条の４３第１項）を求めていますが、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断（同条第２項）は、住民監査請求としての要件を満たしている場合に行うものであることを申し添えます。

記

1　請求人の主張

本件請求において、請求人は、元福祉部長らによる以下の財務会計行為が違法又は不当であるとして、元福祉部長らの処分、責任ある体制の構築、本件総損失額の早期公表等の必要な措置を講ずべきことを勧告することを求めているものと解される。

⑴　平成２０年７月から令和４年６月までの間、障害福祉サービス等の利用者負担上限月額を誤って低い額で認定し、本来利用者が負担すべきであった額を公費から過大に支出した。その額は、１億４千万円から５億円程度と考えられる。当該過大な支出は、違法又は不当な「公金の支出」（下記３①）に当たる。

⑵　⑴の過大に支出した分について、利用者に対して不当利得として返還請求

すべきであったのにこれを怠り、これにより当該不当利得に係る返還請求権の消滅時効が完成した部分について返還請求が不可能となった。当該不当利得返還請求権の不行使は、違法又は不当な「財産の管理を怠る事実」（下記３⑥）に当たる。

なお、本件請求書には誤字等があると思料されたことから、令和７年４月１８日付けで請求人に対して補正を求め、請求人からは、同月２２日に補正書が提出されたが、請求人は当該補正書において、誤字等の訂正のほかに、⑥で「請求の要旨」を訂正する体をとりながら、新たな請求内容の追加をしていることが認められた。しかしながら、補正はあくまで請求書に記載された事項の趣旨を明確にするためのものであって、新たな請求内容の追加をするためのものではないことから、当該追加をしていると認められる部分については、補正として認めない。

２　予備的調査により確認した事実

本件請求の対象とされた事案について、予備的調査により次の事実を確認した。

障害福祉サービス等の利用者負担上限月額の認定は、利用者の属する世帯の市民税所得割額を基に所得区分を判定することにより行うものであるが、平成２０年７月以降のサービス利用分からは、障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号。現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」）等の改正により、住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除の額を控除する前の市民税所得割額を基に所得区分を判定すべきであったところ、市は、誤って控除後の市民税所得割額を基に所得区分を判定していた。

市は、この誤りが判明した後の令和４年７月のサービス利用分から正しい認定方法に改めたが、誤った認定方法を用いていた平成２０年７月から令和４年６月までのサービス利用分については、利用者負担上限月額を誤って低く認定していた事例があったため、誤って低く認定した利用者負担上限月額と本来正しく認定すべきであった利用者負担上限月額を基に利用者が負担すべきであった額との差額分（以下「本件差額分」という。）を支出した。

市は、本件差額分の支出について、利用者に帰責事由が認められないこと、利用者負担上限月額が誤って低く認定されていなければ自己の負担を考慮してサービス利用を控える利用者が発生したと想定されること、本件差額分の返還請求をした場合、事業者に過大な事務負担を強いること等を理由に、本件差額分の返還を求めないとの判断をした。

３　住民監査請求の要件

住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担）又は怠る事実（⑤公金の賦課又は徴収を怠る

事実、⑥財産の管理を怠る事実）について、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する制度である（法第２４２条第１項）。

また、この請求は、当該行為（上記①～④）のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がある場合（同条第２項ただし書）を除き、これをすることができないとされている（同条第２項）。

4　本件請求の要件審査

(1)　公金の支出について

まず、請求人の上記１(1)の主張によれば、請求人は、本件差額分の支出が違法又は不当な「公金の支出」（上記３①）に当たると主張していると解される。

住民監査請求は、上記３で述べたとおり、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、これをすることができないことから、本件請求が住民監査請求の要件を満たしたものであるというためには、本件請求がなされた日及び同日前の１年間、つまり、令和６年４月８日から令和７年４月８日までの間に、平成２０年７月から令和４年６月までのサービス利用分に係る本件差額分の支出（「公金の支出」）が存在している必要がある。

そこで、予備的調査を実施したところ、令和６年４月８日から令和７年４月８日までの間において、当該支出はなかったことが確認された。

したがって、本件請求のうち請求人の上記１(1)の主張（「公金の支出」に関する主張）に係る部分は、法第２４２条第２項の規定による監査請求期間を経過した後になされたものであることから、同条に定める住民監査請求の要件を欠いているものである。

なお、念のため、本件請求について法第２４２条第２項ただし書の「正当な理由」があるか否かについても検討する。

「正当な理由」は、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」に認められるとされているところ（最高裁平成１４年９月１２日第一小法廷判決）、本件においては、令和４年６月６日に、障害福祉サービス等に係る利用者負担上限月額の認定誤りがあったこと及び当該認定誤りに係る利用については別途の負担は求めない方針であることを示した報道機関各位あての文書を市公式 Web サイトに掲載しており、当該文書については請求人も自ら証拠として本件請求書に添付しているところである。

そうすると、当該文書が市公式 Web サイトに掲載された令和４年６月６日以降、請求人は相当の注意力をもって調査を尽くせば、請求人の主張する公金

の支出の存在又は内容を知ることができたというべきであるから、本件請求において「正当な理由」は認められない。

⑵　財産の管理を怠る事実について

次に、請求人の上記１⑵の主張によれば、請求人は、市が公費負担していた本件差額分について、元福祉部長らは利用者に対して不当利得返還請求をすべきであったのにこれを怠ったとして、このことが違法又は不当な「財産の管理を怠る事実」（上記３⑥）に当たると主張していると解される（なお、法において「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金」をいい（法第２３７条第１項）、本件における不当利得返還請求権ついては、このうちの「債権」（金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（法第２４０条第１項））に該当すると解される。）。

「財産の管理を怠る事実」については、怠る事実が存在する限りは、法第２４２条第２項の規定による監査請求期間の制限を受けないのが原則である。

しかしながら、最高裁昭和６２年２月２０日第二小法廷判決は、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法二四二条一項の規定による住民監査請求があつた場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わつた日を基準として同条二項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。けだし、法二四二条二項の規定により、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。」と判示して、「財産の管理を怠る事実」があるとして住民監査請求がなされた場合であっても、当該怠る事実に係る実体法上の請求権の発生原因たる行為のあった日又は終わった日を基準として法第２４２条第２項が適用されるとしている。

そこで、これを本件についてみると、請求人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令等の規定に反する誤った利用者負担上限月額の認定に基づいてなされた本件差額分の支出は違法又は不当であり、当該支出が違法、無効であることに基づいて発生する不当利得返還請求権の不行使を「財産の管理を怠る事実」であると主張しているものと解されるから、上記最高裁の判旨に照らせば、本件請求については、当該不当利得返還請

求権の発生原因である本件差額分の支出があった日を基準として法第２４２条第２項が適用されることとなる。

そして、上記⑴で述べたとおり、本件差額分の支出（「公金の支出」）は、法第２４２条第２項の規定による監査請求期間内にはなされていないことから、本件請求のうち請求人の上記１⑵の主張（「財産の管理を怠る事実」に関する主張）に係る部分もまた、監査請求期間を経過した後になされたものであるといわざるを得ず、同条に定める住民監査請求の要件を欠いているものである。

⑶　結論

以上のとおり、本件請求は、法第２４２条第２項の規定による監査請求期間を経過した後になされたものであり、同条に定める住民監査請求の要件を欠いていることから、却下する。

以上